

## 第5章 各分野に共通する施策の推進

### 第1節 環境を支える人づくり・地域づくり

#### 1 誰もが学べる環境教育の推進

##### (1) 体験活動の提供

##### ① 里山里海湖学校教育プログラム集【自然環境課】

平成26年度から里山里海湖について、小中学校教員が児童・生徒を指導するためのプログラムを現場の先生方の意見を踏まえながら作成しています。

本体験プログラムは、身近な里山里海湖を実際に体験することにより保全の意識を高め、自主的な活動を促すことを目的としており、全ての小中学校へ配布しました。これにより、小中学校の教員が、「里山里海湖とは何か」、「里山里海湖でどんな活動ができるのか」を知ることができる手引書としての活用と「里山里海湖の恵み」を児童・生徒に実体験させることができるものと期待しています。

なお、これまでに作成した体験プログラムは県ホームページでも内容を閲覧することができます。  
 <これまでに作成した体験プログラム>

- ・三方五湖周辺体験プログラム (R6 改定)
- ・北潟湖周辺体験プログラム (R4 改定)
- ・六呂師高原周辺体験プログラム (R4 改定)
- ・丹南地区周辺体験プログラム (R5 改定)



各体験プログラムの内容  
(福井県ホームページ)

さらに、それぞれの地域の特性を活かした体験活動を実施することで、より福井の里山里海湖の魅力を実感し、保全・再生の意識を向上させていけるものと考えています。

今後とも、系統立てた環境教育を推進するため、学校の年間指導計画に位置付けられるよう努めていきます。

表5-1-1 令和5年度にプログラムを体験した学校数・人数

	学校・団体数	児童・生徒数
三方五湖	34校・団体	1,293名
北潟湖	71校・団体	2,544名
六呂師	44校・団体	3,349名
丹南	224校・団体	9,164名
合計	373校・団体	16,350名



学校教育プログラム 小学生受講の様子

##### ② 県有施設における環境教育

県の自然保護センターや試験研究機関では、環境に関する展示や情報の提供、自然観察会等の学習機会の提供を行っています。

表5-1-2 県の主な環境教育・学習施設

施設名	概要
自然保護センター (大野市南六呂師)	・県内の自然や環境の保全について紹介する展示 ・プラネタリウム、天体の観察施設 ・自然観察会等の実施
海浜自然センター (若狭町世久見)	・ふれあい水槽、若狭の海湖(うみ)等を紹介する展示 ・自然体験講座の開催
里山里海湖研究所 自然観察棟 (若狭町鳥浜)	・野鳥やヒシ等の自然観察ガイド ・簡単な工作体験や里山里海湖に関する相談受付
年縞博物館 (若狭町鳥浜)	・水月湖年縞の展示
衛生環境研究センター (福井市原目町)	・環境関連図書、ビデオ等の資料の提供 ・見学者の受入れ ・環境科学体験教室や夏休み衛生環境教室の実施
総合グリーンセンター (坂井市丸岡町楽間)	・緑化推進のための樹木や花の見本園 ・緑や木とふれあい、遊び学べる施設 ・緑と花に関する講座の開催や相談受付
内水面総合センター (福井市中ノ郷町)	・河川や淡水魚に関することなどの展示

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (2) ふくいの未来へつなぐ環境学習事業

#### 【環境政策課】

県内の小学生を対象とした、ワークショップ形式の環境学習事業です。本事業は「見て、体験して、学ぶ」ことをコンセプトとしており、環境保全に寄与する技術を有する県内の企業・団体の協力を得て行うアクティブな活動が特徴です。令和6年度は、永平寺町と美浜町で各2回（計4回）のイベントを開催しました。

7月30日（午前の部、午後の部 計2回）には、関西電力株式会社の協力のもと、永平寺町の市荒川発電所で水力発電をテーマとした体験学習会を開催し、参加者は水力発電所の内部に入り、山からの落水の力を利用して回る巨大なタービン発電機を見学しました。

8月3日と8月5日には、三方五湖 DMO 株式会社の協力のもと、美浜町レイクセンターで太陽光発電をテーマとした体験学習会を開催し、参加者は先進技術を活用した電池推進遊覧船に乗船して三方五湖の自然を満喫しました。

どの回においても、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた意識を高める機会となりました。



市荒川発電所内にある巨大タービン発電機の説明



小型電池推進船の操縦体験

### (3) 環境・エネルギー教育支援事業

#### 【義務教育課・高校教育課】

県内の小・中・高等学校を対象に、地域の特色に応じた実践を通して、児童・生徒の理解を深め、自ら考え、判断し、よりよく環境・エネルギー問題を解決する力を育成することをねらいとした「環境・エネルギー教育支援事業」を推進しています。

小学校では、「電流の働き」黒板実験セットや実験用大型検流計等を購入し、発電について学習する教材の活用やエネルギー教育関連施設の見学を通して、環境・エネルギー教育を進めています。

中学校では、ボルタ・ダニエル電池実験器や力学的エネルギー保存の法則実験器等を購入し、実験や観察を通してエネルギーの変換について正しい知識と科学的な理解を深める授業を充実させています。

高等学校では、温度差発電学習キットやデジタル蓄電実験器を利用した実験を通し、環境・エネルギーについて探究的に学習するなど、発展的な環境・エネルギー教育を進めています。さらに、専門家による講演会や施設見学会等を通してエネルギー問題や放射線に対する理解を深める取組みを実践しています。

今後も、各校の取組みを県内全体に広め、環境・エネルギー教育の一層の普及に努めていきます。

表5-1-3 環境・エネルギー教育支援事業取組状況

内 容	4年度	5年度	6年度
環境・エネルギー教育に関連する施設等の見学	16校	15校	14校
講師による講演や意見交換会での指導および助言	2校	2校	1校
エネルギー教育に関する資材・機材の活用方法の研究	98校	47校	99校

**(4) 大学生のエコラーニング事業【環境政策課】**

県内の大学生を対象とした、将来の環境活動を担う人材の育成を目的とした事業です。本事業では、屋外での体験活動を伴うワークショップを中心として、環境保全全般について考えるラーニングイベントを行います。令和6年度は福井県まちづくりセンターに委託し、「大学生限定！アウトドア体験ツアー」として実施しました。

第1回ツアーは「海洋環境」をテーマに開催し、若狭湾でのカヤック体験を通して海洋ごみ問題についての理解を深めました。第2回ツアーは「森林環境」をテーマに開催し、里山でのワークショップや薪オープンでの料理を楽しみながら自然との付き合い方や気候変動問題について考えました。第3回ツアーは「生物多様性」をテーマに開催し、外来種を活用した食を通して生物多様性や資源循環の大切さを学びました。第4回ツアーは「環境保全活動の実践」をテーマに開催し、三国サンセットビーチでビーチクリーンを実施しました。

どの回においても、大学生の環境に対する理解と関心を高める機会となりました。



里山でのワークショップ（第2回）



ビーチクリーンで回収した海洋ゴミ（第4回）

**(5) こどもエコクラブ活動への支援【環境政策課】**

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる全国的な環境活動クラブの組織です。こどもエコクラブは子どもたちの主体的な環境保全活動や環境学習の支援を目的としており、学校の生徒と先生、家族単位、町内の子ども会など、気軽にクラブ登録を行うことができます。県内では、令和6年12月末現在で32クラブ1,963人の子どもが登録しており、各クラブで様々な活動を行っています。

こどもエコクラブの本県事務局は環境ふくい推進協議会\*<sup>1</sup>が担っており、各クラブの活動に対して助成を行っています。令和6年度は、海辺の漂着物・マイクロプラスチック調査に取り組んだ福井市鷹巣小学校5・6年生、漂流物アートに取り組んだ坂井市立丸岡南中学校、地域海岸において海ゴミ対策の啓発活動を行ったおおい町立大島小学校の計3クラブに対して活動への支援を行いました。



漂流物調査（福井市鷹巣小学校5・6年生）



漂流物アート（坂井市立丸岡南中学校）

分野別施策の実施状況

各分野に共通する施策の推進

\*<sup>1</sup>環境ふくい推進協議会：環境保全にかかる県民、団体、企業のネットワークづくりおよび地域に根ざした活動の育成を図り、継続的かつ着実な環境保全活動の推進を図ることを目的として、平成6年10月に設立された団体です。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況



海ゴミ対策用の看板設置（おおい町立大島小学校）

また、こどもエコクラブの全国事務局では、登録クラブを対象とした「全国エコ活コンクール」を開催しており、環境活動に関する壁新聞や絵日記、デジタル作品の募集を行っています。このコンクールで県代表作品に選出されたクラブには「こどもエコクラブ全国フェスティバル」への参加権が与えられ、環境ふくい推進協議会では、こちらの参加に係る助成も行っています。



鷹巣小学校5・6年生が制作した壁新聞

### (6) 環境アドバイザー【環境政策課】

県では、環境ふくい推進協議会と連携して、環境保全についての有識者や環境保全活動の実践者を環境アドバイザーとして登録し、各種団体や学校・公民館等が主催する環境問題に関する学習会や講演会の講師として派遣しています。

環境アドバイザー派遣事業では「美しい福井の環境を県民の手で守り育てる」ことを目的に、環境保全に関する講演会や現地指導を実施しています。現在98名（令和6年11月末現在）の環境に関する専門家が登録されています。

学習会等の内容は、環境問題やリサイクル、省エネ、自然保護などの講座や山や海での自然体験など多岐に渡り、皆さんに楽しく環境について学んでいただいています。この制度により、県民の環境問題への関心や環境保全に対する取組みの意識が高まってきています。

表5-1-4 環境アドバイザー派遣実績

	令和5年度	令和6年度
派遣人数	124人	129人
受講者数	2,832人	2,515人

（令和6年11月末時点）



環境アドバイザーによる学習会

(7) 親子で環境活動推進事業\*1【環境政策課】

県内の小学生親子を対象とした、自然体験の機会と環境学習の場を提供する事業です。令和6年度は「三方五湖トレジャー！」と題して、環境ふくい推進協議会主催、一般社団法人 SwitchSwitch 主管のもと10月に2回のイベントが実施されました。

10月13日には、伝統漁法体験プログラムが開催され、三方湖で400年以上続くうなぎの筒漁を船上から見学し、参加者はうなぎの習性を活かした漁の方法に興味を示していました。

10月26日には、生き物観察プログラムが開催され、参加者は捕獲した特定外来生物の「アカミミガメ」「ブルーギル」「ライギョ」に直接接触し、その大きさに驚いていました。

ツアーガイドからは、地域の歴史や生態系保全の大切さについての説明もあり、自然との共生について学ぶ機会となりました。



天然うなぎかば焼きの試食



アカミミガメに直接接触する子どもの様子

(8) 環境教育情報の発信【環境政策課】

福井県環境政策課のホームページでは、自然体験や環境学習会などの情報を発信しています。特に、学生向けの事業に関しては当日の活動の様子を環境教育教材としてYouTubeで配信しています。今後も引き続き、県民が幅広く活用できる環境教育教材のデジタルコンテンツ化を進めます。

令和6年度は、「永平寺」と「美浜」で環境学習！



環境教育『小学生の活動』（福井県HP）

令和6年度の「エコラーニング」紹介！



環境教育『大学生の活動』（福井県HP）

福井県環境政策課



【環境教育】

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyoee/ee-top.html>

分野別施策の実施状況

各分野に共通する施策の推進

\*1 親子で環境活動推進事業：環境保全活動の促進を目的として、環境ふくい推進協議会が令和2年度より提供している親子で一緒に楽しめる環境教育・自然体験活動事業です。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### 2 活力と資源が最大限に活かされる地域づくりの促進

#### (1) 県民の環境美化活動

##### ① クリーンアップふくい大作戦【環境政策課】

地域の環境保全に関する県民意識の啓発を目的として、住民が主体となって県内一斉に美化活動を行う「クリーンアップふくい大作戦」を季節ごとに年4回の統一行動期間を設け、市町や自治会などが一体となって地域ぐるみの美化活動を実施しています。

これらの取組みのほか、令和6年度は、海ごみの発生防止をテーマに、県内河川の上流域から下流域ならびに海岸等において、住民・企業・団体などが清掃を行う「ふくい海ごみゼロチャレンジ2024」を実施しました。県内全ての自治体が連携し、12月末時点で17,000人以上の県民が清掃活動に参加しました。



ふくい海ごみゼロチャレンジ2024  
(福井市東郷地区 天神橋周辺での河川清掃)

##### ② 自然公園の美化【自然環境課】

自然公園美化思想の一層の普及を図るため、環境省では8月の第1日曜日を「自然公園クリーンデー」として位置付け、全国の自然公園を対象とした大規模な美化清掃活動を実施しています。

実施にあたっては、関係市町その他の団体との連携のもと、地域の一斉清掃などを行っています。

### 3 環境に配慮した活動の促進

#### (1) 全国育樹祭の開催【森づくり課】

令和6年10月19日、20日に「第47回全国育樹祭」を開催し、県内各地で様々な行事が行われました。全国育樹祭は、森を継続して守り育てることの大切さを普及啓発するため、昭和52年から全国植樹祭を開催したことがある都道府県で開催されている行事です。

一乗谷朝倉氏遺跡（福井市）では、平成21年に開催された「第60回全国植樹祭」で当時の天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下が枝打ちなどのお手入れをされる「お手入れ行事」が行われました。また、サンドーム福井（越前市・鯖江市）では、秋篠宮皇嗣殿下によるおことばや緑化活動等で功績のあった方への表彰などの「式典行事」が行われました。

この全国育樹祭の開催を契機に、美しく豊かな水と緑に恵まれたふるさと福井を次の世代につないでいくため、「木を伐って使い、植え育てる」取り組みを、さらに進めていきます。



お手入れ行事で施肥をされる秋篠宮皇嗣同妃両殿下  
(一乗谷朝倉氏遺跡)



式典行事でおことばを述べられる秋篠宮皇嗣殿下  
(サンドーム福井)

## (2) 河川環境美化、河川愛護月間【河川課】

河川環境美化については、地域住民等による活動の広報等を行う「川守」推進事業を展開するとともに、地域住民団体等が行う草刈活動への補助を行う「地域をつなぐ河川環境づくり推進事業」により、良好な河川環境の創出に努めています。

また、毎年7月の河川愛護月間には、県庁ホールにて河川愛護のパネル展を実施し、河川愛護に関する意識の啓発を行っています。

### 第2節 環境を意識した事業活動の推進

#### 1 企業等における環境活動の促進【環境政策課】

##### (1) 環境活動に関する最新関連情報の提供

県では、環境ふくい推進協議会と連携して企業等に対し、メールマガジンの配信や情報誌等の発行、イベントの開催などにより環境活動に関する最新関連情報を提供し、環境活動の資質向上を支援しています。詳細は、本章第3節 環境情報の収集・提供をご参照ください。

##### (2) 公害防止協定<sup>\*1</sup>

公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法律や条例による一律的な規制を補完するものとして有効な手段です。

県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入検査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は、令和6年12月末現在で計72事業所となっています。

また、市町においても、公害防止協定や環境保全協定を締結しており、その件数は、令和6年3月末現在、13市町434件となっています。

##### (3) ふくいの環境を守るための資格取得支援事業

環境ふくい推進協議会の企業または団体会員を対象として、資格を取得する際の必要経費を補助する事業を行っています。対象となる資格は、公害防止管理者等の環境法令の遵守に役立つ資格や自然観察指導員等の自然体験教室の内容充実に関わる資格で、これらの有資格者を増やすことで福井県の豊かな自然環境の保全を促進する事が目的となっています。

令和6年度は、11月末現在で企業および団体から17名分の申請を受け付けています。

補助対象となる資格の種類や申請書の様式など、本事業の詳細については、協議会ホームページをご確認ください。

<sup>\*1</sup>公害防止協定：公害防止の一手法として地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定をいいます。公害防止協定は、地域に応じた公害防止の目標値の設定や具体的な公害対策の明示ができるなど、法令に基づく規制を補完する性格があります。

## (4) 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、環境に配慮した社会経済システムの構築を推進するため、平成12年から福井県庁環境マネジメントシステムの運用を開始しました。

部局ごとに電気・水などの削減の目標値を定め、目標達成に向けた取組みを積極的に行っています。

なお、本システムにおいて集計したエネルギーの使用量は、省エネ法定期報告書により、毎年度国へ報告しています。

令和5年度の本システムにおける実績は、表のとおりです。

また、取組みの結果は、内部の環境管理委員会および外部の専門家を交えた審査委員会での協議を経て、そのプロセスを含めて公表しています。

表5-2-1 福井県庁環境マネジメントシステムにおける実績

項 目	令和4年度	令和5年度	前年度比 増減率
ガソリン [kL]	301.1	305.5	1.5%
軽油 [kL]	300.4	258.4	△ 14.0%
灯油 [kL]	1,398.0	1,432.8	2.5%
A重油 [kL]	4,319.8	4,152.7	△ 3.9%
LPG [千m <sup>3</sup> ]	18.3	17.4	△ 4.7%
都市ガス [千m <sup>3</sup> ]	308.9	331.7	7.4%
電気 [千 kWh]	85,074.2	85,152.2	0.1%
上水道 [千m <sup>3</sup> ]	607.5	610.0	0.4%
地下水 [千m <sup>3</sup> ]	1,181.8	1,330.8	12.6%
可燃ごみ [t]	493.3	473.2	△ 4.1%
不燃ごみ [t]	84.7	87.7	3.5%
コピー用紙 [t]	292.2	229.9	△ 21.3%

※ 対象範囲：本庁、出先機関および教育機関（県立大学・県警本部は除く）

※ 数値は、小数第2位で四捨五入して表示

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (5)環境に配慮した公共事業等の推進【土木管理課】

県では、公共工事を行う際、計画、施工の各段階で、環境への配慮事項を検討し、実施しています。特に、一定規模以上の公共事業の計画段階については、庁内各課による環境配慮型公共工事検討委員会\*1を開催し、多方面の検討を行っています。

令和5年度には、13事業について検討を行い、環境に配慮した方法で今後の事業を実施することとしています。

事例として、令和5年度に当委員会に報告された「吉野瀬川ダム建設事業」について、環境配慮の実施状況を以下に示します。

#### ① 事業の概要

吉野瀬川ダムは、九頭竜川水系吉野瀬川の、越前市広瀬町に建設される治水ダムです。総貯水容量780万m<sup>3</sup>、有効貯水容量680万m<sup>3</sup>で、洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的としています。

#### ② 野生生物への配慮（多様な動植物の保全）

毎年、有識者等の委員にて構成する自然環境検討会を実施し、希少猛禽類等の繁殖行動等に影響の少ない施工方法の検討を行っています。やむを得ず繁殖地近隣で工事を行う際には、営巣状況等のモニタリングを行いながら、慎重に工事を進めています。

工事現場内に生息している希少両生類については、別途整備したビオトープ\*2に移植しました。令和2年度までのモニタリング結果から、自然環境検討会において、移植先の定着を確認したとの評価を受けております。

#### ③ 野生生物への配慮（照明の最小化・騒音防止）

ダム本体の夜間工事において、スポット照明や作業所等の窓にブラインド等を設置し、照明による影響を軽減しています。

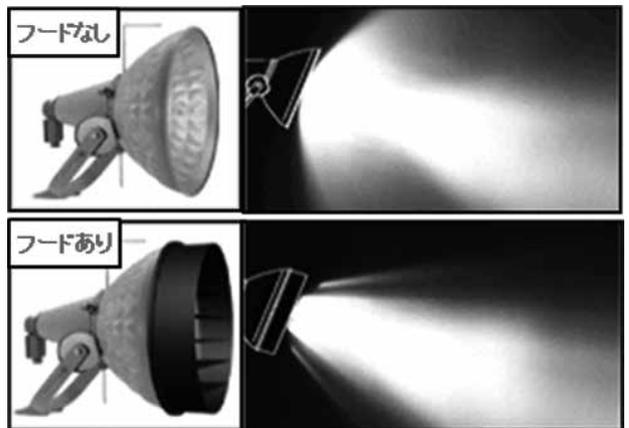
また、掘削時における多段発破（爆破のタイミングをずらすことで騒音・振動を低減する工法）の実施、低騒音・低振動型機械を使用し、騒音・振動による影響を軽減しています。



希少猛禽類営巣状況



希少両生類の移植状況



フードルーバーの効果イメージ



ダム建設の夜間作業状況（視認性影響軽減）

\*1 環境配慮型公共工事検討委員会：県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うために、平成12年7月に庁内の公共事業関係課および環境関係課等機関で組織されました。

\*2 ビオトープ：特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた生物生息空間のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等の様々なタイプのビオトープがあります。

## 2 環境影響評価制度の推進【環境政策課】

### (1) 環境影響評価

#### ① 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施に当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行い、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全について適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要な有効な手段です。

十分な環境配慮が必要な大規模事業については、環境影響評価法または福井県環境影響評価条例において環境影響評価手続の実施を義務付けることにより、事業者の適切な対応を誘導することとしています。

#### ② 環境影響評価の実施状況

令和5年度は、環境影響評価法に基づく「風力発電所の設置の事業」について、環境影響評価方法書が1件、環境影響評価準備書が2件提出され、それぞれ審査を行いました。

表5-2-2 環境影響評価等審査件数の推移

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
環境影響評価法	配慮書	5	4	1	1	0
	方法書	2	5	0	0	1
	準備書	0	0	2	0	2
環境影響評価条例	配慮書	1	0	0	0	0
	方法書	1	0	0	0	0
	準備書	0	2	0	0	0
合 計		9	11	3	1	3

(注) 件数は図書送付日を基準に集計しています。

表5-2-3 許認可等および計画策定等に際しての環境配慮の調整件数（令和5年度）

許認可等に際しての環境配慮 (88件)	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事業者等への教示	43
	・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事業者等への教示	1
	・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事業者等への教示	3
	・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事業者等への教示	0
	・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事業者等への教示	2
	・鉱業法に基づく出願に係る事業者等への教示	2
	・墓地、埋葬時に関する法律に基づく墓地等変更許可に係る事業者等への教示	2
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事業者等への教示	35
計画策定等に係る環境配慮 (13件)	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の計画段階に係る協議	6
	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の中間報告に係る協議	6
	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の完了報告に係る協議	1
合 計		101

#### ③ 環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報などを、県の環境情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

<https://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>

### (2) 環境保全の事前審査

許認可等の県が関与する様々な手続きに際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

#### ① 許認可等に際しての環境配慮

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出や森林法に基づく林地開発の許可など、県が関与する許認可等の手続に際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるように行政指導を行うなど、必要な調整を行っています。

#### ② 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、「県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものとする」と規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などに当たって、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう必要な調整を行っています。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### 3 適正な土地利用の推進

#### (1) 土地利用の適正化【土木管理課】

##### ① 土地利用の現況

令和5年度に実施した土地利用現況把握調査において、令和4年の県土の利用状況は、森林74.2%、農用地9.5%、宅地4.5%です。

宅地、道路、その他を除いた自然的土地利用が県土の約87.2%を占めています。

図5-2-4 自然的土地利用面積の対県土面積割合推移

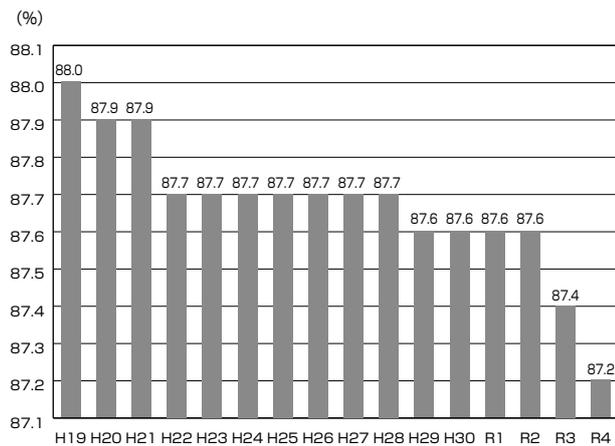
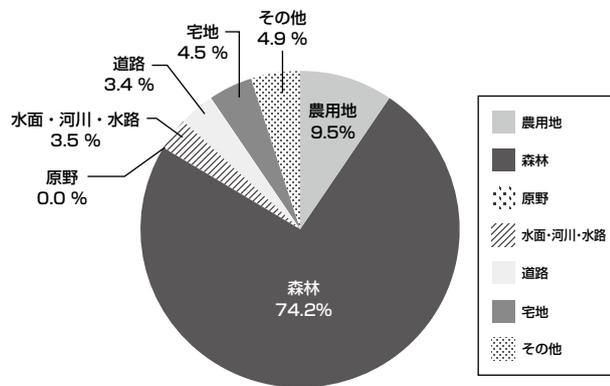


図5-2-5 県土の土地利用構成（令和4年）



#### (2) 国土利用計画および土地利用基本計画等

##### 【土木管理課、中山間農業・畜産課】

本県では、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画および土地利用基本計画を定めるとともに、土地取引の規制、遊休土地の利用促進を行っています。

さらに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の法律に基づき様々な土地利用計画が定められ、土地利用規制が行われています。

##### ① 国土利用計画

国土利用計画は、国、県および市町が長期的な視点に立って、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

##### ② 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）を基本とし、5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域）について、土地利用の原則、5地域が重複する場合の調整指導方針など、土地利用の調整等に関する事項を定めるものです。この計画では、都市地域や自然保全地域の特別地区が重複する場合は自然環境としての保全を優先するなど、自然環境の保全にも配慮しています。本県では、昭和50年5月に福井県土地利用基本計画を策定し、その後おおむね毎年変更しています。

##### ③ 土地取引の規制

地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じるため、土地取引を規制する制度として注視区域制度、監視区域制度および規制区域制度が設けられています。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、一定規模（市街化区域2,000m<sup>2</sup>、その他の都市計画区域5,000m<sup>2</sup>、都市計画区域外10,000m<sup>2</sup>）以上の土地取引について、土地の取得者は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならないことになっています。これを事後届出制度といいます。この制度では、知事は、届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合や著しい支障があると認められる場合は、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。

令和5年は48件の届出があり、市町別では福井市が最も多く24件、次いで坂井市6件、越前市、永平寺町がそれぞれ5件でした。利用目的別では、生産施設20件、商業施設12件、その他（資産保有など）16件となっています。地目別では、林地23件、田畑12件、宅地11件などでした。

令和6年上半期における届出の件数は19件で、市町別では、福井市6件、大野市、越前市それぞれ3件などとなっています。利用目的別では、生産施設7件、商業施設2件、その他（資産保有など）10件などとなっています。地目別では、山林14件、宅地3件などとなっています。

④ 遊休土地の利用促進

知事は、事後届出をした土地の所有者などが取得後2年以上その土地を未利用のまま放置した場合において、有効な土地利用が必要と認められたとき、その土地を遊休土地である旨を通知します。これを遊休土地制度といいます。この制度では、所有者に積極的な活用を求めるため、所有者に土地の利用処分計画の届出をさせるほか、土地の有効かつ適正な利用に必要な場合は土地利用審査会の意見を聴いて必要な措置の勧告を行い、勧告に従わないときはその土地の買取りの協議を行います。なお、令和5年は、遊休土地はありませんでした。

⑤ 大規模土地取得等の事前協議

事後届出が必要な土地取得のうち、大規模な土地取得（2ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得）を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者に対し契約締結前に知事との事前協議を求めています。なお、令和5年は、大規模な土地取得の事前協議はありませんでした。

⑥ 農業振興地域の整備に関する法律および

農地法に基づく規制

各市町の農業振興地域整備計画で農業生産基盤整備事業が施行された土地等を農用地区域として位置付け、優良農地の維持・保全を図っています。

また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事（知事の権限移譲を受けた市町を含む。）または農林水産大臣が指定する市町の許可が必要ですが、農用地区域や集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、原則として許可できないこととされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

⑦ 地価調査の実施

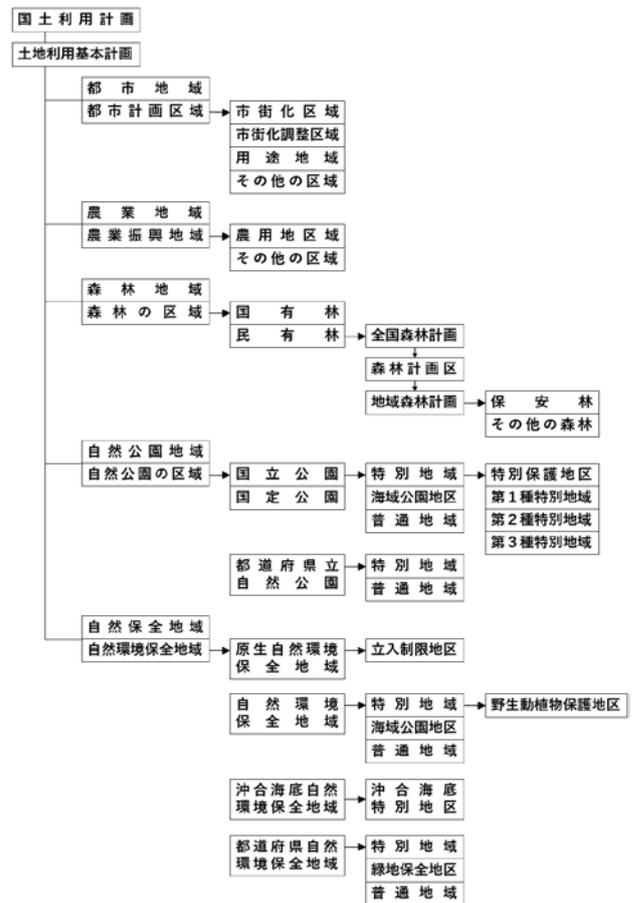
一般の土地取引などの価格の指標とするため、昭和50年から地価調査を実施しています。

令和6年は、7月1日を基準日として、基準地214地点を調査しました。その結果、平均変動率は前年と比較して全用途で△0.6%となり、住宅地は△0.7%、商業地は△0.4%と、下落傾向で推移しました。

⑧ 土地月間における広報活動の実施

土地関係施策等についての県民の関心を高め、その理解を深めるため、土地月間（10月）にポスター、パンフレットの配布などを行いました。

図5-2-6 土地利用計画の概要図



分野別施策の実施状況

各分野に共通する施策の推進

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (3) 都市計画【都市計画課】

都市計画は、都市内の限られた土地を建築敷地、基盤施設用地、緑地等に適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保することを目的としています。

その目的の実現には時間を要し、長期的な見通しをもって定められる必要があるため、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋（土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等）を示す都市計画マスタープランが策定されています。

都市計画マスタープランには、都市計画区域<sup>\*1</sup>を対象として広域的・根幹的な都市計画に関する事項を県が定める「整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン<sup>\*2</sup>」という。）と、都市計画区域マスタープランに即して、市町域を対象として地域に密着した都市計画に関する事項を市町が定める「市町都市計画マスタープラン<sup>\*3</sup>」があり、これらの都市計画に関するマスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

本県においては、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化等社会経済情勢が大きく転換し、これまでの急速に都市が拡大する都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に移行しています。このような中、より質の高い生活環境を形成し、都市の賑わいや潤いを維持・創出していくため、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かした「魅力的な都市」、環境・経済・社会的に持続可能な「コンパクトな都市」を目指して都市づくりを進めていくことが、都市計画区域マスタープランの中で示されています。

これら都市計画に関するマスタープランに即して各種都市計画制度が活用されています。

例えば、「区域区分」という都市計画の制度があります。これは都市計画区域を、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」区分するものであり、県内では福井都市計画区域に適用されています。

また、「地域地区」という制度では、都市計画区域内における土地の利用を計画的に行うため、建物の用途・形態、土地の区画形質の変更などの適正な制限のもとに、居住環境の保全、商業・工業などの利便増進、災害・公害の予防など、良好な都市環境の確保を図るために用途地域等を定めており、県内都市計画区域を有する14市町全てに適用されています。また、その他用途地域を補完する地区として、特別用途地区<sup>\*4</sup>、防火地域<sup>\*5</sup>および風致地区等を適用することができます。

さらに、地区レベルでは、地区の特性を活かした市街地環境の維持・形成を図るために、建築物の用途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配置・規模等に関するルールを規定し、これに基づいて開発行為や建築物の建築をコントロール（届出・勧告）する地区計画を適用することができます。

この地区計画は、6市2町の34地区で適用されています。また、都市計画区域が指定されていない地域においても、都市計画区域に準じて必要な土地利用の規制・誘導が行える準都市計画区域<sup>\*6</sup>制度が平成12年の法改正により創設され、本県でも1区域が指定されています（数字は、令和6年12月末時点のもの）。

\*<sup>1</sup>都市計画区域：人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

\*<sup>2</sup>都市計画区域マスタープラン：全ての都市計画区域で、平成16年5月に策定、平成26年2月、令和6年9月に改定されています。

\*<sup>3</sup>市町都市計画マスタープラン：9市4町で策定されています。

\*<sup>4</sup>特別用途地区：地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制をさらに規制または緩和する制度です。本県では8市で15地区定められています。

\*<sup>5</sup>防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務付ける制度です。本県では、防火地域が4市、準防火地域が7市1町で定められています。

\*<sup>6</sup>準都市計画区域：そのまま土地利用を整理し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発および保全に支障が生ずるおそれがあると認められる区域において指定します。

分野別施策の実施状況

各分野に共通する施策の推進

第3節 環境情報の収集・提供

1 科学的調査研究と技術開発の推進

(1) 環境分野の調査研究

県では、衛生環境研究センターを中心として、大気汚染や水質汚濁等について、監視・調査等を行うほか、他の公設試験研究機関と協力して環境分野の

調査研究を進めています。環境分野の調査研究は、対象となる範囲が広く、また短期間では成果を出しにくいことから長期的な視点で行う必要があります。

表5-3-1 環境分野の調査研究

<p><b>① 衛生環境研究センター【環境政策課】</b> 大気や河川・湖沼・海域および地下水等の環境汚染の発生や拡大を防止するための測定や調査研究、環境関連技術の開発</p>	
<p>○微生物を用いた試験による湖沼環境の影響評価に関する研究 【令和3～6年度】</p>	<p>バイオアッセイ手法を用い、様々な流入負荷が湖沼のプランクトンに与える影響を評価し把握することで、今後の水環境保全対策に役立てます。</p>
<p>○化学物質対策研究事業 一斉分析調査による化学物質リスクコミュニケーションの推進 【令和6～8年度】</p>	<p>多種多様な化学物質を同時に分析する手法を新たに導入し、県内の化学物質の実態を広く把握するとともに、合わせてその情報発信方法を検討することで、化学物質リスクコミュニケーションに貢献します。</p>
<p><b>② 工業技術センター【産業技術課】</b> 県内産業の活性化に向けた様々な分野の研究開発、環境関連技術の開発、環境負荷の少ない雪対策技術や自然との共生に対応した建設技術の研究開発</p>	
<p>○炭素繊維端材の成形材料への再利用技術 【令和4～6年度】</p>	<p>事業所から年間数トンの量が排出される炭素繊維端材を成形材料に再利用する技術を開発します。</p>
<p>○道路融雪の省エネを実現する、技術支援機能を備えたスマート積雪センサの開発 【令和4～6年度】</p>	<p>積雪センサにAIを導入し、施工・維持管理を容易にしたスマート積雪センサを開発します。</p>
<p>○布帛に搭載可能な太陽電池に関する研究 【令和4～6年度】</p>	<p>布帛への実装に適した太陽電池の電極とテキスタイル製の電極を接続する技術を開発します。</p>
<p>○田んぼの貯留機能強化による洪水への抑制効果に関する研究 【令和5～7年度】</p>	<p>田んぼダムについて、河川の洪水を抑制する効果の定量化・可視化を図ることで、貯留機能を強化する方法を開発します。</p>
<p><b>③ 農業試験場【園芸振興課】</b> 農薬や化学肥料の使用量を抑え、再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい農産物の生産・供給のための研究開発</p>	
<p>○農地土壌の炭素貯留能力を向上させるバイオ炭資材等の開発 【令和2～6年度】</p>	<p>「脱炭素社会」の実現に向けて、農地、森林から発生する廃材などを用いたバイオ炭を開発し、農地土壌での炭素貯留能力や作物に対する効果、影響を調査します。</p>
<p><b>④ 若狭湾エネルギー研究センター【エネルギー課】</b> エネルギー構造の「多層化・多様化」を図るため、国の「水素基本戦略」に沿った水素社会の実現に必要な不可欠な水素の活用方法の拡大と消費量の増大に資する技術を開発</p>	
<p>○ローカル水素サプライチェーン構築に向けた技術研究事業 【平成28～令和7年度】</p>	<p>若狭湾エネルギー研究センターが培ってきた、材料改質や分析等に関する知見・技術を用いて、環境に対する負荷が低い水素の「製造」「輸送」「貯蔵」に関する先進技術の調査研究を行います。</p>

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (2) 産学官による研究開発支援

#### 【エネルギー課、産業技術課】

県では、嶺南企業等が、原子力・エネルギー分野をはじめ、地域産業の活性化や環境、植物工場・大規模園芸、防災分野に関連して新たにに取り組む研究開発を支援しています。

#### ○嶺南地域新産業創出モデル事業補助金

##### 【若狭湾エネルギー研究センター】

- ・紙製クリアファイルの研究開発（令和3～5年度）
- ・植物工場における排液交換頻度低減による、節水・減肥栽培システムの開発（令和5年度）
- ・真空脱水技術を応用した新型浄油装置の開発（令和5年度）

また、県内外の企業、大学、県が参画する研究開発および事業化を支援しています。

#### ○脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム【NEDO】

- ・熱可塑性薄層プリプレグシートを用いた革新的一貫製造プロセスの開発（令和3～6年度）

#### ○成長型中小企業等研究開発支援事業【経済産業省】

- ・モーター用軽量高強度リングを目的とした高精度トウプリプレグと炭素繊維複合材リングの製造方法の開発（令和4～6年度）
- ・ガラス三軸織を使用した自律型スマート内装材の開発（令和6～8年度）

#### ○共創の場形成支援プログラム【文部科学省】

- ・環境・デザインを突破口とする未来創造テキスト共創拠点（令和5～6年度）

### (3) 環境関連産業に対する支援

#### 【経営改革課、成長産業立地課、産業技術課】

県では、融資および補助などにより、環境関連ビジネス分野への新規参入や事業拡大に向けた取組みに対して支援しています。

また、産業支援機関等と連携し、技術開発や経営支援施策等に関する情報提供、相談・助言などを行っています。

表5-3-2 環境関連産業に対する主な支援制度

<p><b>○企業誘致補助金・企業立地促進資金融資</b></p> <p>投資額・雇用要件がない支援枠や、若者や女性が働きたくなる環境整備を支援する加算枠のほか、一定の要件を充足する誘致企業に対する融資制度を設けています。</p>
<p>【問い合わせ先】</p> <p>成長産業立地課 立地支援グループ TEL 0776-20-0375</p>
<p><b>○総合相談窓口</b></p> <p>省エネルギー対策や脱炭素経営など中小企業様の様々な経営課題を解決するため、専門家による経営相談を実施します（相談無料、事前予約制）。</p>
<p>【問い合わせ先】</p> <p>公益財団法人 ふくい産業支援センター OnetoOne サービス推進部 TEL 0776-67-7421</p>
<p><b>○県内産業価値づくり支援事業補助金</b></p> <p>県内企業の高いものづくり技術を活かし、成長産業4分野<sup>*</sup>への参入や市場拡大、早期事業化を目的に、オープンイノベーションによる技術開発から販売促進までを一貫支援します。 ※宇宙、航空、ヘルスケア、持続可能な社会に向けた技術</p>
<p>【事業類型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産総研拠点相談 産総研との研究開発相談</li> <li>・可能性調査研究 産学官連携で行う市場調査や研究開発</li> <li>・技術開発 産学官金連携で行う技術開発</li> <li>・地域経済牽引（継続分） 産学官金連携で行う集中的な研究開発</li> </ul>
<p>【問い合わせ先】</p> <p>産業技術課 新技術支援室 TEL 0776-20-0374</p>

(4) 県民・団体・企業等との連携【環境政策課】

① 環境ふくい推進協議会

環境保全活動を推進していくためには、県民、団体、事業者、行政がお互いに協力し合い、取り組んでいくことが重要です。

このため、県では、県民、団体、企業で構成する環境保全ネットワーク「環境ふくい推進協議会」の運営を支援し、情報紙の発行やセミナーの開催などを通じ、環境保全に関する意識の啓発を図ってきました。

環境ふくい推進協議会は、県民が一体となって進める環境保全に関する県民運動を実践することを目的として、平成6年10月に設立された団体です。

令和6年には設立30周年を迎え、記念誌（みんなのかんきょう特別号）や記念会員証を発行しました。協議会では、今後も環境保全活動の輪を広げるための様々な事業を展開していきます。

環境ふくい推進協議会会員数（令和6年12月末現在）

企業会員	214 社
団体会員	125 団体
個人会員	938 人
行政	18 自治体（市町・県）

また、環境ふくい推進協議会では、県内における企業、団体、行政等の環境に関する活動や情報の共有を図るため、専用のホームページを開設しています。このページでは、各主体が環境に関するイベント情報やお知らせを自由に掲載、閲覧することができ、情報共有の場として活用しています。

分野別施策の実施状況

表5-3-3 環境ふくい推進協議会の主な取組み

主な取組み	令和6年度	
環境保全活動促進協働事業	1 協議会会長表彰	7 親子で環境活動推進事業
	2 ふくいまるごと環境学び舎	8 プラスチックごみ削減推進事業
	3 環境マネジメント推進事業	9 ふくいの環境を守るための資格取得支援事業
	4 市町環境連携事業	10 カーボンニュートラル普及推進事業
	5 こどもエコクラブ活動促進事業	11 エコニュージェネ事業
	6 SATOYAMA 国内ネットワーク推進	12 設立30周年記念事業
普及広報事業	1 情報誌「みんなのかんきょう」発行事業	
	2 ホームページによる普及広報	
	3 メールマガジンの配信による普及広報	
	4 「ふくいっ子に体験して欲しい50の自然体験」普及広報	
	5 各市町環境フェアにおける普及広報	
県補助事業	1 環境アドバイザー派遣事業	
	2 リペア・リユース推進事業	
	3 家庭の省エネ（デコ活）推進事業	
団体助成事業	環境ふくい未来創造事業	



30周年記念誌



30周年記念会員証

図5-3-4 環境ふくい推進協議会ホームページ画面



(URL <http://www.kankyoku-fukui.jp/>)

各分野に共通する施策の推進

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (5) 環境に関する表彰

県では、地域で様々な環境活動を行っている個人や団体の努力に報いるため、また、今後の活動の励みとしていただくため、積極的に各種表彰制度に推薦しています。また、応募形式による表彰制度につ

いても、対象者等に情報提供などを行っています。

令和6年度において表彰を受けた個人や団体等は、表5-3-5のとおりです。

表5-3-5 環境に関して表彰を受けた個人・団体・企業・学校（令和6年度）

表彰名	目的等	表彰者	被表彰者
「みどりの日」自然環境功労者大臣表彰	自然環境の保全に関し、顕著な功績があった者（又は団体）を表彰	環境大臣	堀江 照夫
自然公園関係功労者環境大臣表彰	自然公園の保護とその適正な利用の推進に顕著な功績があった者（又は団体）を表彰	環境大臣	牧野 晃治 小原 ECO プロジェクト
自然公園指導員表彰	自然公園指導員として永年にわたってその職務に精励し、その功績が特に顕著である者を表彰	環境省 自然環境局長	山岸 登美子
愛鳥週間用ポスター原画コンクール表彰	ポスターの制作過程を通じて野生鳥類についての保護思想を高めるとともに、愛鳥週間の普及啓発を図るため優秀作品を表彰	福井県知事	【知事賞】 宮川 ちはや（小浜市立小浜美郷小学校） 畠中 万紘（敦賀市立松陵中学校）
環境ふくい推進協議会会長表彰（令和6年度に表彰）	環境保全活動に関し、地道にたゆまぬ努力を続けている個人、団体、学校、企業で、その活動が賞賛に値する者を表彰	環境ふくい推進協議会会長	【個人の部】 朝日 憲雄（福井市） 藤田 満雄（福井市） 山岸 稔（福井市） 清水 武正（大野市） 【団体の部】 まつもと輝きたい（福井市） 槇山を育てる会（福井市） 日本野鳥の会福井県（勝山市） グループ山川田（越前市） 郷の森里楽（越前市） 環境シティズンシップ教育の会（坂井市） 【学校の部】 福井市美山中学校（福井市） 【企業の部】 二光技建株式会社（敦賀市）
環境美化教育優良校等表彰	環境美化に独創的、熱心に取り組み、食品容器の散乱防止やリサイクルの実践教育に優秀な成果のあった小中学校を表彰	公益社団法人食品容器環境美化協会会長	【農林水産大臣賞】 福井市美山中学校（福井市）

## 2 環境情報の収集と提供【環境政策課】

県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷の低減に向けた取組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要です。県では、インターネットや情報紙など様々な媒体を通じて、環境情報を提供しています。

### (1) 「みどりネット」の整備、運用

県では、各種の環境情報をデータベース化し、行政内部での活用にとどまらず、広く県民に提供する「環境情報総合処理システム（みどりネット）」を平

成12年3月に整備しました。このシステムは、大気や水質等の環境状況等の情報を集約化し、地図や表などにより表示するもので、インターネットのホームページ「みどりネット」から利用できます。

みどりネットのアクセス件数（ページビュー）は、次のとおりです。

表5-3-6 みどりネットのアクセス件数

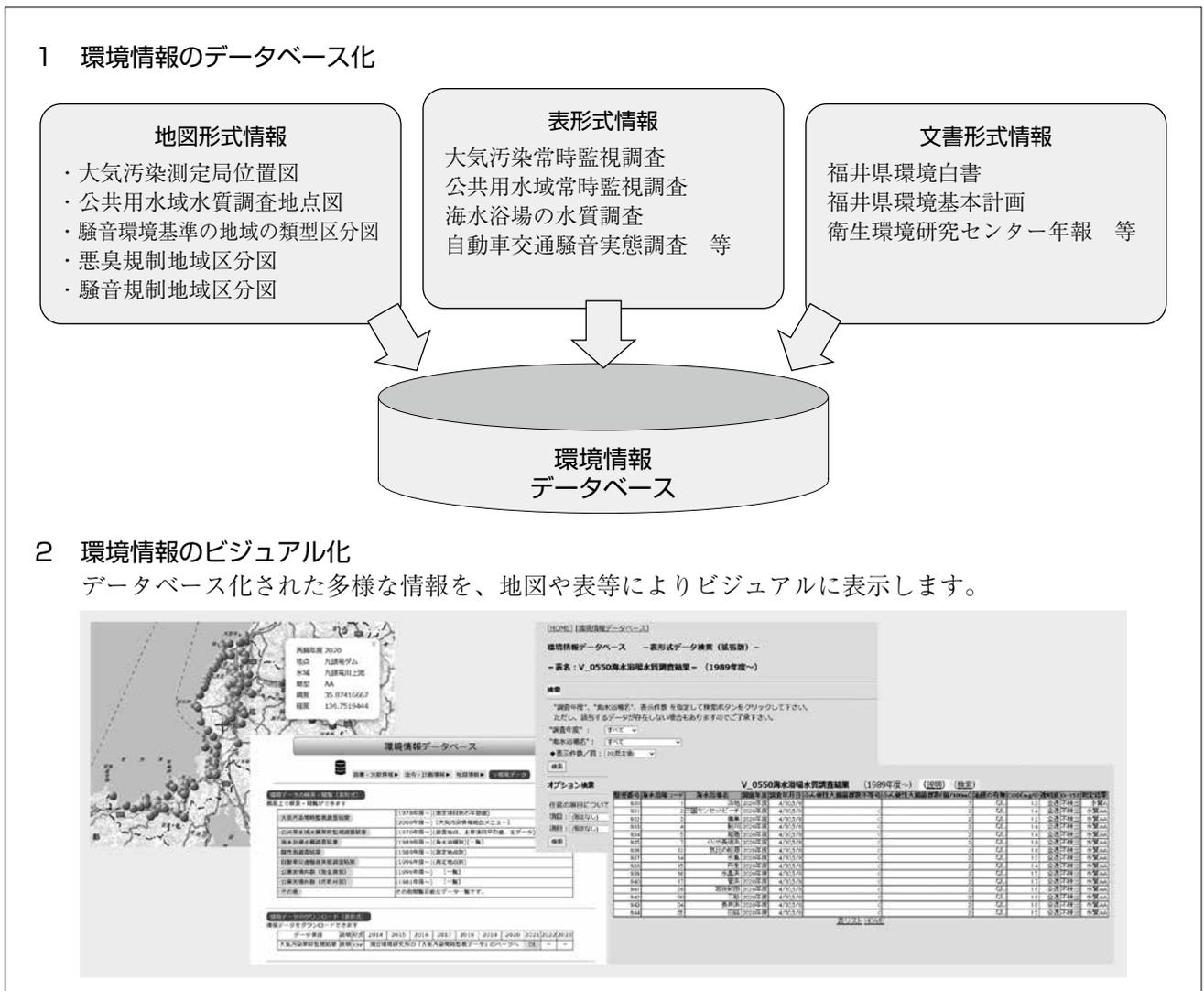
	令和3年度	4年度	5年度
アクセス件数	3,430,973	3,715,546	2,374,334

図5-3-7 環境情報総合処理システム（みどりネット）画面



(URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/>)

図5-3-8 環境情報総合処理システムの概要



分野別施策の実施状況

各分野に共通する施策の推進

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (2) 環境月間を中心としたイベント情報提供など

環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1か月間は、「環境月間」とされています。県においても、県民の環境問題への関

心と理解を深め、環境の保全に関する活動を行う機会とするため、6月を中心に様々な行事を取りまとめ、ホームページ等で紹介しています。

表5-3-9 令和6年度「環境月間」の主な実施行事

#### 【県民参加行事】

行事名	実施主体(所管)	内 容	実 施 日	実 施 場 所
カー・セーブデーの実施	交通まちづくり課	公共交通機関や自転車の利用促進とCO <sub>2</sub> (二酸化炭素)の排出量削減のため、過度な車の利用を控えるカー・セーブデーを実施。	6月毎週金曜日	県内全域
ふくいSDGsフェス	未来戦略課	福井県出身の美術家・長坂真護(MAGO)氏と協働でSDGsを広く啓発。	6月1日(土)、 2日(日)	西武福井店
クールビズの実施	環境政策課	冷房時の室温(目安として28℃)の適正管理と軽装(ノー上着、ノーネクタイ)勤務を実施。	5月1日(水) 10月31日(木)	県、市町、 賛同団体・事業所
クリーンアップふくい大作戦	県、市町、環境ふくい推進協議会	6月の統一行動期間に居住地、工場・事業場周辺等において、清掃、草刈等を行い、県民、各種団体、行政が一体となって美化活動を実施。	6月1日(土) 6月30日(日)	県内全域
週末天体観望会	自然保護センター	毎週テーマを決めて、季節に応じた天体の観察と、星座や天体の学習を行う。	6月毎週土曜日	自然保護センター
自然観察シリーズ	自然保護センター	毎回異なるテーマに沿ったガイドの解説を聞きながら、自然観察の森を散策する。	6月毎週日曜日	自然保護センター
第14回みどりと花の県民運動大会	緑と花の県民運動推進委員会(森づくり課)	第60回全国植樹祭を契機に展開している「緑と花の県民運動」を推進するため、「みどりと花の県民運動大会」を実施。第47回全国育樹祭式典行事で行われる「緑の贈呈」用苗木の受渡式や、緑や花に親しむ様々な体験型イベントを実施。	6月1日(土)、 2日(日)	総合グリーンセンター
九頭竜湖コクチバス一斉駆除	水産課	漁協、漁連、ダム管理者、福井県内水面総合センターと協力し、コクチバスの駆除を実施。	6月11日(火)	大野市九頭竜湖
はす川の魚を観察しよう	海浜自然センター	三方湖に流れる川「はす川」の魚などを捕まえて観察することで、生きものや生態系について知る。	6月2日(日)	若狭町はす川
池ヶ原湿原外来植物駆除作業	自然保護センター	湿原に侵入した外来種を抜き取り、ミズチドリなどの貴重な植物の保護を行う。	6月15日(土)	勝山市平泉寺町池ヶ原湿原
環境科学体験教室2024	衛生環境研究センター	地球温暖化や水環境について学べる体験型のイベントを実施。	6月8日(土)	福井県文書館研修室

【普及啓発事業】

行事名	実施主体(所管)	内 容	実 施 日	実 施 場 所
広報活動	福井県	新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、SNS等で環境月間の趣旨や、環境美化・保全に対するPRを実施。	環境月間中	県内全域
環境月間パネル展	環境政策課	気候変動適応に関するパネルやエコドライブシミュレーターを展示し、地球温暖化防止に向けた意識啓発を実施。	6月4日(火) 6月9日(日)	福井県立図書館
マイボトル専用コーナー設置	循環社会推進課	県内のショッピングセンター等33店舗でマイボトル専用コーナーを設置し、啓発POPやチラシの掲示を実施。	6月1日(土) 6月30日(日)	県内ショッピングセンター等(33店舗)
マイボトル運動啓発記事掲載	循環社会推進課	「ふーぼ」に、マイボトル運動に関する啓発記事を掲載し、マイボトルが当たるプレゼント企画を実施。	6月1日(土) 6月30日(日)	—
マイボトル運動街頭PR	循環社会推進課	マイボトル運動チラシをハピライン福井駅西口で配布し、PRを実施。	6月3日(月)	ハピライン福井駅
プラスチックごみ削減に関する啓発パネル展	循環社会推進課	マイボトル運動や海洋プラスチックごみ問題に関するパネル展示を実施。	6月10日(月) 6月14日(金)	県庁ホール
ごみ減量に向けた「3きり」「分別」普及啓発	循環社会推進課	新聞、WEB記事で雑がみ回収袋の作り方を紹介し、紙資源分別の実践を促進。	6月8日(土)	県内全域
ポイ捨てストップキャンペーン	循環社会推進課	鮎釣り解禁日に併せ、鮎釣り客に対し、プラスチックごみポイ捨て防止にかかる広報チラシと啓発品を配布。	6月15日(土)	永平寺町内
		産業廃棄物運搬車両路上検査に併せ、運転者に対し、プラスチックごみポイ捨て防止にかかる広報チラシと啓発品を配布。	6月24日(月)	あわら市熊坂地籍

分野別施策の実施状況

【監視・指導強化】

行事名	実施主体(所管)	内 容	実 施 日	実 施 場 所
環境パトロール	循環社会推進課 各健康福祉センター	工場・事業場、廃棄物処理施設、道路、河川、海岸等のパトロールを実施する。	年間 (6月強化月間)	県内全域
	循環社会推進課 坂井・奥越健康福祉センター	石川県と合同による福井・石川県境付近の監視パトロールを実施する。	6月20日(木)	福井・石川県境
	自然環境課	自然公園内およびその周辺の違法行為等の監視を行う。	環境月間中	国立公園・国定公園・県立自然公園
スカイパトロール	循環社会推進課 県警本部航空隊	県警ヘリ「くずりゅう」による空から廃棄物の不法投棄等発見のための監視パトロールを実施する。	6月27日(木)	県内全域
環境犯罪取締り	県警本部生活環境課 県下各警察署	廃棄物の不法投棄、野外焼却事犯等の環境事犯の取締りを実施する。	年間	県内全域
合同路上検査	循環社会推進課 各健康福祉センター	福井県税事務所と合同による産廃積載車両の路上検査を実施する。	6月24日(月)	福井県

各分野に共通する施策の推進

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (3) 刊行物

#### 【環境政策課、循環社会推進課、自然環境課】

水、大気、自然、廃棄物等の様々な環境の課題や、県の取組み等について、情報紙やパンフレット等の刊行物の作成・配布を行い、環境に関する情報を提

供しています。また、これら刊行物の一部は、県や環境ふくい推進協議会のホームページ、みどりネットにも掲載しています。

表5-3-10 令和5年度 環境関連刊行物

刊行物の名称	発行状況	頁数	発行部数	備考
みんなのかんきょう 第76号	年1回	19	2,500	環境ふくい推進協議会情報誌
ふくいっ子に体験してほしい50の自然体験 +地球温暖化を防ぐ10のできるこ	年1回	26	7,000	
令和5年度版 環境白書	年1回	158	540	
令和5年度版 環境白書(資料編)	年1回	117	160	
令和4年度 公共用水域および地下水の水質 の測定結果報告書	年1回	104	HP公開	
令和6年度 公共用水域および地下水の水質 の測定に関する計画	年1回	51	HP公開	
FUKUTEKI - 気候変動適応センター通信 -	年4回	4	2,000	
福井県認定リサイクル製品パンフレット	年1回	16	900	
令和4年度衛生環境研究センター年報	年1回	76	70	
福井県衛生環境研究センター公式 note	随時	6	HP公開	
令和5年度福井県鳥獣保護区等位置図	年刊	図1枚	2,000	
ナチュラルリスト 2024年度行事案内号	年1回	22	HP公開	
福井県自然保護センター研究報告 「キコニア第27巻」	年1回	202	500	
令和5年度年報(福井県自然保護センター)	年1回	36	350	福井県自然保護センター事業概要
海遊(活動の記録)第24号	年1回	56	HP公開	福井県海浜自然センター事業概要
自然保護センター行事案内	年1回	2	2,000	
海浜自然センター行事案内	年1回	8	HP公開	
海浜自然センター行事案内(カレンダー)	年1回	1枚	1,200	
自然保護センターリーフレット	随時	2	1,000	
自然保護センターニュース	年4回	4	HP公開	
福井県里山里海湖研究所リーフレット	随時	4	500	
福井県里山里海湖研究所年報2023	年1回	44	400	福井県里山里海湖研究所事業概要
里山里海湖ブックレット 「福井県の焼畑～その歴史と未来を考える～」	随時	79	300	
年縞博物館 広報パンフレット	随時	4	20,000	
年縞博物館 解説書	随時	87	1,100	
福井県年縞博物館年報 第4号	年1回	50	190	福井県年縞博物館事業概要